

入園のしおり

(重要事項説明書)



社会福祉法人 誠心福祉会

幼保連携型認定こども園 池上わかばこども園



〒594-0083

大阪府和泉市池上町三丁目14番55号

Tel 0725-41-1441

Fax 0725-41-2280

<http://www.ikegami-wakaba.jp>

項目	目次	ページ
	はじめに	1
1	池上わかばこども園の保育について	1
2	入園にあたって	1
3	池上わかばこども園の概要	2
4	教育・保育について利用の開始および終了について	2
5	支給認定ごとの教育・保育の提供する曜日・時間・休園日	2,3
6	慣らし保育について	3
7	毎日の服装・持物等について	4
8	入園までに家で用意するもの（園で預かるもの）	5,6
9	持ち物・衣服等の名前記入について	7
10	健康管理について	8,9
11	感染症について	9,10
12	家庭と園との連絡について	11
13	諸届について	11
14	園児の送り迎えについて	12
15	こども園でのデイリー	12
16	保護者負担額のお支払いについて	13
17	警報発令時や災害等における保育について	14
18	虐待防止について	15
19	個人情報保護について	15
20	カスタマーハラスメントへの対応について	15
21	苦情受付について	15
22	独立行政法人スポーツ振興センターの災害共済制度について	16
23	損害賠償責任について	16
24	園全体図・園舎内見取り図	17
25	ルクミーアプリでできること	18

はじめに

この入園のしおりは、入園にあたっての準備物・園からのお願い等の説明を記載しております。入園説明(オンライン配信)では、時間の都合上最低限のお知らせ・説明事項のみとなっております。詳細については本冊子および別紙書類をご確認いただき、ご準備をよろしくお願いいたします。ご不明な点や質問等がございましたら、ご遠慮なく当園までお問合せください。



1 池上わかばこども園の保育について～あそぶことは生きること～

- 1) これから歩む人生に向けて人間形成・人格形成の土台となる乳幼児期。その大切な時期を当園では、めいっぱい「愛されて」・「あそんで」過ごします。乳幼児期に保護者の方や職員から愛情をいっぱい受けることで「自分は愛されているんだ・見守られているんだ」「自分は自分でいいんだ」という温かい気持ち(自己肯定)になり、あそびの中で子どもは、自分で決める、チャレンジする、協力する、想像する、作り出す、そんな楽しさを知っていきます。その時々が一番楽しいあそびに夢中になって「あそびこむ」という豊かな経験が、大きくなった時に自分の好きなことを見つけたり、困難にチャレンジしたり、くじけない心を持って行動できる人を育てていくと思います。そんな生きる力をすくすくと育めるよう当園ではさまざまな「あそび」の中で、職員が工夫しながら子どもたちへの関わり(見守り・応援・サポート)を行っています。
- 2) 行事等についても、当園では「子どもたちのための行事」としており、子どもたちが「やりたい・楽しい・頑張った」と思えるような行事内容としています。子どもたちへの負担も考慮し、行事前の練習ばかり・行事中心とならないような保育としております。結果として大きな成功や見映えは少ないかもしれませんが、子どもたちのありのままの楽しむ姿・頑張る姿を見ていただく形としています。
- 3) 本園の保育については、下記の様な理念・方針のもと保育を実施しています

基本理念・方針	<p>(1)教育・保育の理念 「わかばのごとくすくすく」と一人ひとりの子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、乳幼児の最善の利益を追求していく。</p> <p>(2)教育・保育目標 ・丈夫なからだをつくる ・基本的生活習慣の自立 ・円満な社会性を養う ・豊かな情操を育てる</p> <p>(3) 目指す子どもの姿 ・人の話を聞くことができる ・ルールを理解し、守ることができる ・集中力を身に付ける ・先生、友だちと良い関係を築くことができる ・五感をフルに使う ・主体的に考えたり、行動することができる</p>	
----------------	--	--

2 入園にあたって

こども園は子どもたちが元気に日々楽しく生活を過ごせるように、保護者と職員が手をつなぎ協力しあって教育・保育をする場です。初めて集団生活に入った子どもたちは、環境の変化等で心身共に疲れやすくなっていますので、ご家庭では以下のことについてご配慮をお願いいたします。

登園まで	<ul style="list-style-type: none"> ・朝は時間に余裕を持って、朝食を必ず食べ、排泄もすませて気持ちよく登園しましょう ・持ち物の忘れ物や記入漏れがないか確かめてください ・子どもの様子や気になることなどありましたら、どんな事でも職員に伝えてください 	
帰ってから	<ul style="list-style-type: none"> ・入園当初は特に心身共に疲れやすいので十分に休息・睡眠を取ってください ・園からの連絡帳・おたより等 (ルクミーアプリ使用)の確認を毎日お願いします ・子どもと一緒に食事・入浴・お手伝い等、親子の触れ合いを大切にしてください 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な日常の挨拶は大人が手本を示すことで、習慣付けましょう ・清潔に気をつけましょう (着替え、タオル、爪、髪など) ・休みの日は子どもとゆっくり過ごして、次の日に備えましょう 	

3 池上わかばこども園の概要

名称	幼保連携型認定こども園 池上わかばこども園
設置者の名称	社会福祉法人 誠心福祉会
代表者氏名	理事長 橋本 良孝
園長氏名	園長 橋本 健次
所在地	大阪府和泉市池上町3-14-55
電話番号	0725-41-1441
開設年月日	平成27年4月1日（以前の池上わかば保育園は昭和59年4月開設）
利用定員	1号認定（教育標準時間認定） 15人（3・4・5歳各5人） 2号認定（保育認定） 3歳：18人 4歳：20人 5歳：20人 3号認定（保育認定） 0歳：9人 1歳：15人 2歳：18人
敷地 面積 園舎	1,984㎡ 耐火木造 2階建て 延べ床面積1042.75㎡
冷暖房設備	冷暖房 床暖房（0歳児室から5歳児室、遊戯室）
職員体制	○園長・副園長・事務員：開園時間内での適宜勤務 ○主幹保育教諭・保育教諭：時差勤務（7：15～18：30＋延長対応） 各保育教諭の勤務日及び勤務時間はローテーションにより異なります。

4 教育・保育について利用の開始および終了について

1. 利用の開始について

当園は保護者の方々に、この入園のしおり（重要事項説明書）を説明し、内容についてご理解していただき、利用契約書のご確認・ご契約していただいた上で、利用が開始となります。

2. 利用の終了について

当園は以下の場合に教育・保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学するとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給認定要件に該当しなくなったとき
- (3) 保育料等のお支払について、滞納があり、再三の催告にもかかわらず、お支払頂けないとき
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき




5 支給認定ごとの教育・保育を提供する曜日・時間・休園日

【1号認定の子ども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで、および行事などのある土曜日
教育標準時間	9時20分～13時30分
預かり保育 (別途料金あり)	月曜日～金曜日： 7時30分～9時19分（別途料金） 13時31分～16時10分（無償分） 16時11分～18時30分（別途料金） ※園の行事や都合により、早い集合・登園時間等をお願いしている場合には、預かり保育の利用料は発生しません。
延長保育 (別途料金)	月曜日～金曜日：18時31分～19時30分 上記の預かり保育料金とは別に料金をいただきます。

【2号認定の子ども・3号認定の子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで
基本保育時間	<p>【保育標準時間認定を受けた方】 7時30分～18時30分（11時間）</p> <p>【保育短時間認定を受けた方】 9時～17時（8時間）</p>  <p>※個々の保育時間は保護者の方の勤務・通勤時間により、別途個別の保育時間を書面でお知らせいたします。</p> <p>※買い物、兄姉の習い事、夕食支度等は保育時間に含まれません。</p> <p>※送迎の時間が保育時間より早くなる・遅くなる、送迎者が変更となる場合は、必ず事前にご連絡ください。</p> <p>※<u>平日仕事がお休みの方、また育休中の方は9時～16時までの保育</u>のご協力をお願いします。</p>
延長保育 (別途料金)	<p>【保育標準・短時間認定を受けた方】 18時31分～19時30分まで</p> <p>【保育短時間認定を受けた方】 7時30分～8時59分 17時01分～18時30分まで</p> <p>延長保育が必要な場合は、延長保育利用申請書を提出していただきます。</p>
土曜日保育について	<p>土曜日については、保護者の方がお休みの場合はお休みとなります。</p> <p>※お仕事で<u>土曜日保育が必要な場合は、①土曜日保育申込書・②土曜日勤務証明書・③毎月の会社の出勤表(シフト表)を提出</u>いただきます。</p> <p>※出勤表・シフト表の提出については、給食数や保育体制の調整のため、必ず1週間前までに提出をお願いいたします。（会社の出勤表・シフト表等が無い場合は園の所定用紙をお渡ししますので、お声かけください）</p> <p>※<u>土曜日は18:30までの保育時間(延長保育なし)のご協力</u>をお願いします。</p>

【休園日・保育協力日について】

休園日	日曜・祝日、および年末年始(12月29日～1月3日)
保育協力日	お盆の3日間(8月)、年度末の最終の2日間(3月) 別紙年間予定表を参照ください

6 慣らし保育について 入園式翌日からの4日間(土日除く)は慣らし保育となります。

	1日目	2日目	3日目	4日目
0,1,2歳※	登園9時～9時30分 降園11時～11時30分 給食はありません	登園9時～9時30分 降園11時～11時30分 給食はありません	登園9時～9時30分 降園12時～12時30分 給食を食べて降園	登園9時～9時30分 降園12時～12時30分 給食を食べて降園
3,4,5歳	9時～12時30分 給食を食べて降園	9時～12時30分 給食を食べて降園	9時～14時30分 午睡後に降園	9時～14時30分 午睡後に降園

※0,1,2歳児については受入時・申送時の混雑防止のため、30分の幅を持っております。

☆新入園児については、無理なく園に慣れていただくために4日間の慣らし保育を行います。

なお、慣らし保育期間中にお休みされた場合、または子どもの状態（給食やおやつが食べれない、ミルク・お茶などの水分を飲めない場合など）により、慣らし保育期間を延長する場合があります。

7 毎日の服装・持物等について



1) 服装・持物

※00歳とは6か月未満の乳児のことを言います。

	00, 0, 1, 2歳 (未満児)	3, 4, 5歳 (幼児)
服装	<ul style="list-style-type: none"> ・私服とクラス帽子 ・帽子 青色：0歳 赤色：1歳 ピンク色：2歳 ※6か月以上児は、ロンパースは使用しません	<ul style="list-style-type: none"> ・平常保育時は私服とクラス帽子 ・帽子 黄色：3歳 オレンジ色：4歳 黄緑色：5歳 ・制服 上、下 (体育あそび・行事時) ※行事等で制服着用の際は都度連絡いたします。 ※通園帽子は毎日持ち帰り、被って登園してください。
持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ・手ふきタオル ・汚れ物入れ 2枚 (ビニール袋) ・コップ袋(コップ・歯ブラシ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・通園カバン (下記の物を入れてきて下さい) ・出席ノート ・手ふきタオル ・ハンカチ、ティッシュ ・汚れ物入れ 1枚 (ビニール袋) ・コップ袋(コップ・歯ブラシ)
お願い	持ち物、衣類等には、すべてのものにひらがなで必ず名前を書いてください。 帽子や制服へのワッペンや装飾物は、付けないでください。	

- ・園での服はよく汚れます。汚れても問題ない服で、活動しやすく、着脱のしやすいもの、洗濯に耐えるものを選んでください。
- ・スカート、スカートズボン、チュニック、吊ズボン、自分で履くことができないジーンズ、上下つながりのもの、フード付きのもの(防寒着含む)、飾りが取れやすい洋服は着用しないでください。安全・動きやすさ等を考慮してください。着用して登園された場合は、園で着替えていただきます。
- ・通園靴は運動靴です。(サンダルやブーツ等での登園はしないでください)
- ・爪が伸びていないかどうか、週に1回は必ず確認をお願いします。爪が伸びているとお友だちや自分へのケガの原因となるため、必要に応じて切ってください。
- ・室内は基本的にはだし保育となります。3,4,5歳は外遊び時には靴下を着用しますのでご準備ください。登園した際に靴下は通園靴の中に入れてください。(0・1・2歳クラスは個人用ロッカーの荷物カゴ)
- ・お菓子、お金、おもちゃ類は持たせないでください。万が一お持ちの場合は、登園時に玄関でカバンの中に入れてください。
- ・通園カバンには、目印としてキーホルダー1個としてください。
安全ピンのついた缶バッジは針が危ないので付けないでください。
- ・下着類、オムツの補充、袋類、手ふきタオル等を忘れないでください。
- ・00,0,1,2歳児の衣類等は保護者の方が保育室に入って子どもの棚に入れ、不足していないかどうか確認してください。3,4,5歳児は子どもと一緒に衣類等をかごに入れて確認してください。
- ・降園時のオムツの履き替えについては、保護者の方で替えていただくようお願いいたします。



2) 毎週末に持ち帰り、洗濯等をして月曜日に持ってきてもらうもの

	00歳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
バスタオル	○	○	○	○	○	7月～9月	7月～9月
ブランケット	11月～3月						
乾布摩擦用タオル					○	○	○
製作着	使用した日の汚れ具合によって持ち帰り				○	○	○

※4,5歳で土曜日登園、スイミング欠席の場合はバスタオル(冬:ブランケット)を持参してください。毎月末に持ち帰ります。

8 入園までに家で用意していただく用品(園で預かるもの) 網掛けは予備分(忘れた時用)の数を記載

項目	00歳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	備考	
ぞうきん	大2	大2	大2	大2 小2	大2 小2	大2 小2	大2 小2	大：タオル四つ折 35cm×20cm 程度 小：大の半分程度の大きさ	
乾布摩擦タオル					1	1	1	※日本手拭い	
バスタオル	2	2	2	2	2	7~9月は2		午睡時に使用。4,5歳児で土曜登園およびスイミング欠席児は毎月持参	
ブランケット (11~3月)	1	1	1	1	1			午睡時に使用 (11月~3月はバスタオルは1枚)	
紙オムツ (紙パンツ)	10	10	必要児 10	必要児 10	必要児 5			紙オムツ/パンツは園で処分いたします	
オネショシート			必要児 1	必要児 1	必要児 1			0,1歳児で必要児は担任から声をかけさせていただきます。	
肌着シャツ	3	3	3	3	3	1	1	綿のもの 00歳のみロンパース使用可	
肌着パンツ			必要児 5	5	3	3	3		
トレーニング パンツ			必要児 5	必要児 5					0歳もトイレトレーニングが進むにつれ、トレーニングパンツへの切り替えを進めます。
靴下	1	1	1	1	1	1	1	体調不良時等の予備用です。裏に滑り止め付きのもの。タイツは使用しません	
上服 長袖 半袖	3 3	3 3	3 2	2 2	1 2	1 2	1 2	Tシャツ、トレーナーの様な物 (フード付きではない物)	
長ズボン 半ズボン	ロンパース可	3 2	3 2	3 2	1 2	1 2	1 2	スカート、ズボンスカート、吊ズボンは使用しません(半袖半ズボンは暖かくなってきてから)	
置き靴(運動靴)				1	1	1	1	園に置いておく外用の運動靴	
手ふきタオル	1(+1)	1(+1)	1(+1)	1(+1)	1(+1)	1(+1)	1(+1)	毎日分と()内は予備分として	
授乳用ガーゼ	1(+1)	1(+1)							
ほ乳瓶	1	必要児 1							耐熱ガラス製(プラスチックは不可) 園でのミルク銘柄は、和光堂の「はいはい」となります。
製作着 上		1	1	1	1	1	1	スモック	
製作着 下		1	1	1	1	1	1	汚れてもよい長ズボン	
巾着袋①		1	1	1	1	1	1	製作着上下を入れるもの	
巾着袋②					1	1	1	エプロン、三角巾を入れるもの	
コップ袋(巾着)	1	1	1	1	1	1	1	歯ブラシ、コップを入れるもの	
三角巾					1 ※	1	1	食育活動用三角巾	
エプロン					1 ※	1	1	食育活動用エプロン	
マスク					1	1	1	食育活動用マスク	
スイミングセット						1	1	4,5歳必要児のみ。フェイスタオル・(運動に適した)水着・キャップ	

※12月から使用します。

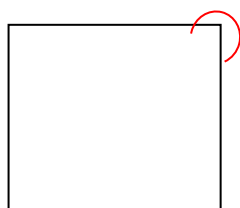
手ふきタオル(全児)、乾布摩擦用タオル・三角巾(3,4,5 歳児)の作り方

- ・市販のもの(100円ショップやベビー用品店)でも購入可能です。
- ・手ふきタオルと乾布摩擦用タオルは、吊るす用の「ひも」を、三角巾は被る用の「ゴム」を取り付けてください。
- ・三角巾は子どもの頭にあったサイズのものをご用意ください。

①手ふきタオル

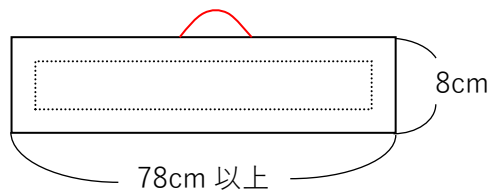
- ・端に「ひも」をつけてください。

※ひもの付いたタオルを購入していただいても構いません。



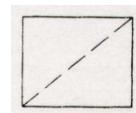
②乾布摩擦用タオル

- ・日本てぬぐいを四つに折り、周りを縫い、中心に「ひも」をつけてください。(新入園児 3,4,5 歳)

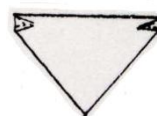


③三角巾 (食育活動用)

- ・バンダナ、大きめのハンカチ等を三角に半分折りにして三角巾として使用できます。



1. 三角巾の両端を折り縫いつける。



- 2 頭の大きさに合わせて両端にゴムを縫いつける。



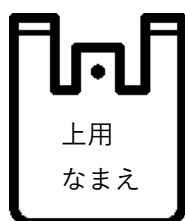
※市販のもの(ゴムの付いたもの)でも可。

汚れ物入れ (ビニール袋) について

汚れ物入れとしてビニール袋を使用します。

袋についてはレジ袋(ビニール袋、水気を通さない素材の袋)を用意してください。ロッカーにストック(まとめ置き)していただいても構いませんが、**毎日使用する分については名前の記入**をお願いします。(使い回しのできる丈夫なビニール袋を使用していただいても構いませんが、衛生的に使用できるように声をかけさせていただくことがあります)

- ・3,4,5 歳児は上用よごれもの 1 枚
- ・00,0,1,2 歳児は、上用よごれもの 1 枚・排泄用(下用)1 枚の計 2 枚



袋の種類	0,1,2 歳	3,4,5 歳
上用(よごれもの)	1 枚	1 枚
下用(排泄)	1 枚	1 枚 (必要に応じて)

9 持ち物・衣服等の名前記入について(場所や大きさ)

- 1) すべての用品・持ち物・衣服等についてはわかりやすい所に大きく名前記入してください。
 ※1度書いた名前も使っている間に薄れてきます。また新しい物に変えた時に記名を忘れることが多いので、年間を通して名前が見えているかをご確認いただき、常に記名されるようにしてください。
- 2) 持ち物・衣服等は、お友だちと同じ物やよく似た物があります。
 0,1,2歳児さんは保育者が区別できてわかりやすいように、3,4,5歳児は自分で見て自分の物とわかりやすいようにしてください。
- 3) 毎日よく使う**バスタオル・手拭きタオル・オムツ・それぞれの衣服等については写真に記載している箇所に大きく記入**してください。それ以外の場所への記入はしないでください。※3,4,5歳児は着脱の練習をするときに後ろ前がわかりやすく、たたんでいても名前が見えるようなところに記入してください。



持ち物等で記入が無い場合や文字が薄れている場合は、その場でご記入していただくようお願いさせていただきます。あらかじめご了承ください。

10 健康管理について

1) 園での「ケガ」について

園では安全保育を第一に心がけていますが、集団生活の中で万一ケガ等が生じた場合は、受傷状況を確認のうえ医療機関を受診いたします。原則として保護者の方に受診先へお越しいただき、マイナ保険証の提示および同行をお願いいたします。やむを得ず同行が難しい場合は、園で一旦受診・支払いを行い、後日精算をお願いいたします。受診後は、診察結果等をご報告させていただきます。初回の受診費用は園が負担し、次回以降は保護者負担となります。



2) 園にお迎えに来ていただく時・園を休んでいただく時

- 37.5℃以上の発熱がある場合
- 下痢・嘔吐が続く場合
- 湿疹・赤み・腫れ等が全身に発症している場合

- ・上記の症状がある場合はお迎えに来ていただく、もしくはお休みしていただきます。
- ・**お迎えのご連絡は、原則職場の連絡先**とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
- ・家庭で37.0度以上や、薬の服用中や、登園時に視診・触診で異常のある場合など、その時の子どもの状態によって、登園時に再度検温をさせていただいたり、一度受診をお願いする場合がございます。
- ・子どもが**伝染性の病気にかかった場合**は、医師からの指示された療養期間はお休みしていただく必要があります。その後病気が治って登園する時は、**「登園許可書（学校感染症に係る登園に関する意見書）」**を医師に証明してもらって提出してください。**登園許可証の提出が無いと受入はできません。**
(園の所定用紙・その病院の所定の用紙でも構いません)

なお、「登園許可証明書」は事務所または、園のHPからダウンロードできます。伝染性の病気の種類等については、9、10ページの各種感染症リストを参照ください。

3) 薬について

園ではお薬をお預かりできません。**風邪・疾患等で通院・受診をされる際には、園でお薬を預かる**

虫バッチ、咳止めシールも園には貼ってこないようにお願いいたします。



4) 園で行なう検診

・内科検診 ・歯科検診 ・尿検査（3歳児以上） ・視力測定、聴力測定（3歳児以上）

嘱託医師：植田医院(植田先生) 嘱託歯科医：井上歯科医院(井上先生) 薬剤師：木下 悠加

5) 身体測定について

体重は毎月一回、身長、胸囲は、4月、9月、2月に測ります。0歳児は頭囲もこの月に測ります。「ルクミーアプリ」でお知らせいたしますのでご確認ください。



6) はだし保育について

年間を通じてはだし（素足）での生活によって筋肉を強くするとともに、土踏まずの発達を促し、健康な体作りを目指しています。全面ではありませんが、床暖房を設置しておりますので、冬などの寒い時期でも元気に裸足で生活することを基本としています。子どもの風邪気味、体調の悪いときは靴下(滑り止め付)を使用していただいても構いませんので持って来てください。上靴は使用しません。

7) アレルギー等の除去食について

園では食物アレルギーのある子どもに配慮した除去食・代替食に対応しております。医師による「**アレルギー疾患生活管理指導表**」をご提出していただき、相談の上で進めさせていただきます。**半年に1度はアレルギー検査を受診していただき**、経過をみながら医師の指示に従って進めさせていただきます。

8) 乳幼児突然死症候群の予防について

乳幼児突然死症候群(SIDS 又はシッズ)の発生を防ぐために園では「うつぶせ寝」をしておりません。月齢で1歳未満児については10分毎の午睡チェックや、呼吸確認装置(ベビーセンス)の設置を行っております。ご家庭でもなるべく仰向けで寝るように習慣づけていただきますようお願いいたします。

参考リーフレット⇒



9) 嘔吐物や水様便がついた衣類等の取り扱い、および感染性胃腸炎流行時の対応について

感染拡大をふせぐため、嘔吐物がついた衣類や水様便がついたパンツは水で洗い流さないでそのまま包んで返却いたします。お手数おかけいたしますが、ご家庭で処理をお願いいたします。

また胃腸炎が流行している時期については、嘔吐や下痢等の症状がある場合、一度通院・受診をお願いしております。ご理解・ご協力をお願いいたします。

10) 職員のマスク着用について

感染症の予防・拡大防止のため、職員自身の体調等必要に応じて、マスクを着用いたします。

11) とびひの際の対応について

夏場になると汗による「あせも」や蚊による「虫さされ」ができやすくなります。それを子どもたちが掻いてしまい「汁」が出て、広がってしまうことで「とびひ」となり感染・拡大します。園でのシャワーやプールは、菌が服やタオルについて飛散し、他の子どもに感染・拡大しやすくなります。シャワーやプールへの入水目安としては「完全にかさぶたがとれて乾いた状態」になってからとしております。登園の際には肌に見える部分にはガーゼ等を覆っての登園をお願いします。

12) 予防接種後の登園について

予防接種後1時間は様子を観察していただく様をお願いいたします。

11 感染症について

次の感染症に罹患して、医師から出席・登園停止の指示をうけた場合は、まず園にご連絡、ルクミーアプリーで送信の場合は感染症名を記載して送信をお願いいたします。完治して登園再開する時には「学校感染症に係る登園に関する意見書」(以下、登園許可書)が必要です。提出が無いと受入はできません。

1) 「学校感染症に係る登園に関する意見書」の提出が必要な感染症

病名	医師が登園可能と判断する目安	主な症状	潜伏期
A群溶血性連鎖球菌咽頭炎 (溶連菌感染症)	有効な抗生剤治療開始後24時間を経て、全身状態がよくなってから	発熱、のどの痛み、苺の表面のような舌になる	2~5日
感染性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	主治医の指示により、感染のおそれがないと認められた後	嘔吐、下痢、発熱	1~7日
アデノウイルス咽頭炎 (アデノウイルス感染症)	症状がなくなったあと、2日を経過してから	発熱、のどの痛み、目の充血、めやに、鼻汁	3~7日
異型肺炎 (マイコプラズマ肺炎) (ヒトメタニューモウイルス)	症状が改善し、全身状態が良くなってから	発熱、激しく頑固な咳	2~3週間
ヘルパンギーナ	熱が治まって2日経過し、喉の痛み等がとれて症状が改善してから	発熱、のどに発疹・水疱・潰瘍ができる	2~7日

RS ウイルス	症状が改善し、全身状態が良くなってから	主に0～2歳の子どもの発症。鼻汁、咳、発熱などで重症化することも	4～5日
麻疹 (はしか)	熱が下がった後、3日間を経過し、元気になってから	かぜ症状、高熱、全身に発疹	10～12日
風疹 (3日はしか)	発疹が消えてから	発熱、発疹、耳のうしろ、首、わきの下などの腫れ	10～21日
水痘 (みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになってから	水ほうのある発疹が、からだ中に次々とする	10～21日
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発症した後5日を経過し、全身状態が良くなってから	発熱、耳下腺が腫れて痛む(片方だけのこともある)	18～21日
咽頭結膜熱 (プール熱)	症状がなくなったあと、2日を経過してから	発熱、のどの痛み、目の充血、めやに、鼻汁	3～7日
腸管出血性大腸菌感染症	主治医の指示により、感染のおそれがないと認められた後	血便、腹痛、嘔気、嘔吐、発熱	3～10日
流行性角結膜炎 (はやり目)	主治医の指示により、感染のおそれがないと認められた後	結膜の充血と腫れ、めやに	5～14日
急性出血性結膜炎	主治医の指示により、感染のおそれがないと認められた後	結膜の充血と腫れ、めやに結膜下出血	2～3日
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで	かぜ症状からはじまり、次第にコンコンヒューヒューという咳が出る	7～10日

※夏場のプール時期に上記の感染症にかかった場合は、園の入水可能時期の基準を定めておりますが、医師から「入水可能時期」について、登園許可書の空いた所に記入していただければ、その可能時期から入水可能とします。

- 2) インフルエンザおよび新型コロナウイルスに罹患した場合には、まず園にご連絡をいただいた後、下記の通り自宅にて療養をお願いいたします。登園許可証の必要はございませんが、療養期間の確認のため療養経過表を記入・提出していただきます。

インフルエンザ	発症を0日目として、発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

- 3) 「学校感染症に係る登園に関する意見書」の提出は必要ありませんが、医師による受診・指示が必要な感染症(下記のような症状が出て疑いのある場合には、通院をお願いしております。)

手足口病	口の中、手のひら、足の裏、膝の裏、おしりなどに小さな発疹や水ぼうが出る	3～6日
伝染性膿痂疹 (とびひ)	虫さされや小さな傷のあとから発症する。赤く腫れて水疱ができ、膿をもった水疱からびらんを生じる	
伝染性紅斑 (リンゴ病)	かぜ症状に引き続き、鼻を中心として頬に蝶の模様に似た赤い発疹が出る。手足や体に網目模様の発疹が出る	4～14日
突発性発疹	3～4日の高熱、熱が下がったと同時に発疹が出る	7～14日

※上記以外の疾患でも、医師による受診や指示を受けていただくよう園からお願いする場合があります。

1 2 家庭と園との連絡について



- 1) 毎日、登園前・降園後は**カバンの中を確認**してください。
- 2) 「ルクミー for ファミリー」アプリは**必ずインストール**してください。連絡帳、登降園打刻、お知らせ、保育料請求等は全てこのアプリからお知らせいたします。アプリの登録方法等は別紙にてご案内いたします。
- 3) **0, 1, 2 歳の未満児クラスはルクミーの連絡帳**を家庭と園とで毎日やりとりしますので、**毎日の入力・確認**をお願いします。提出の無い場合は登園時に入力・送信していただきます。
- 4) **登園・降園時には子どもの健康状態等を受け入れの職員に必ずお声かけ・お知らせください。**
基本的にはルクミー連絡帳でのやりとりをさせていただきますが、口頭での伝達等をさせていただく場合があります。ご協力をお願いいたします。
- 5) **欠席・遅刻する場合：当日の午前 9 時までにルクミーアプリから連絡ください。給食準備の都合上、アレルギー・離乳食対応のお子様は、なるべく早めの連絡**をお願いいたします。電話での連絡も可能ですができるだけ、アプリ上での連絡のご協力をお願いいたします。
また昨今の置き去り死亡事故等の防止のため、欠席・遅刻の際は**忘れずに連絡**をお願いいたします。**連絡の無い場合は、こちらから安否確認の連絡**をさせていただきます。あらかじめご了承ください。
- 6) 日々の活動やその他の連絡事項（例えば園外保育に行くとき）等はルクミーのおたより・連絡帳でお知らせいたしますので必ず確認してください。
- 7) 園からの**電話連絡については、園の電話番号(41-1441)もしくは携帯電話(080-9802-1917)**からさせていただきますので、あらかじめ番号登録をお願いいたします。

- 7) 園からのおたよりについては、**ルクミーのおたよりから配信**いたします。

事務所前に紙でも設置しておりますので、必要な方はご自由にお取りください

わかばだより 給食献立予定表 給食だより	毎月発行
保健だより	3 か月に 1 回発行
行事などのお知らせ	その都度発行

- 8) 保育の向上や行事の改善のためアンケートを適宜お願いしたいと思っておりますのでご協力をお願いします。

1 3 諸届について（各諸届は園のHPよりダウンロードできますのでご活用ください）

- ・ 仕事が変わった場合：「就労証明書」、「支給認定変更申請書」を提出してください。（1 号除く）
- ・ 住所が変わった場合：「支給認定変更申請書」を提出してください。
- ・ 電話番号が変わった場合：口頭やメモで職員に変更した連絡先を連絡下さい。
- ・ 保護者、園児、送迎する人の身に異常のあった場合：早急に電話で連絡ください。
- ・ 保育時間が変わる（仕事の勤務時間が変わる）場合：「就労証明書」を提出ください。（1 号除く）
- ・ 病気等で長期欠席をし、保育料の減免・還付をする場合：「減免申請書」（1 号除く）
- ・ 退園する場合：「退園届」（1 か月前までにはご連絡ください）
- ・ 延長保育を利用する場合：「延長保育利用申請書」
- ・ 土曜日保育を利用する場合：「土曜日勤務証明書」「土曜日保育利用申込書」「勤務シフト表」等
- ・ 「仕事」「住所」「電話番号」が変わった場合は、ルクミーの園児メモリー＞保護者情報＞提出より変更申請を送信してください。

1 4 園児の送り迎えについて

- 1) 送り迎えの際は、確認や申し送りがあるため、必ず職員に声をかけてください。
- 2) 登園・降園の際は、事務所前に設置しているタブレットに、ルクミーアプリの打刻用 QR コードをかざして打刻をお願いします。
- 3) 子どもの登園・降園は保護者、もしくはその方に代わる定まった人が責任を持って送迎してください。またお迎えの方や時間が変わる場合は必ずご連絡ください。(ルクミーアプリから連絡可能です)
- 4) 万が一、保護者の勤務やその他の都合で未成年(16~18歳)の方が園児の送迎をする場合、登園・降園の途中での事故等については、家庭での責任となりますので、予めご了承ください。ただし中学生以下の方には引き渡しはできません。
- 5) 園の門扉は、防犯および安全のため、常時施錠をしております。登降園の際には、インターホンを鳴らしていただければ開錠いたします。また、門扉は必ず確実に閉めていただきますようお願いいたします。なお、インターホンを鳴らされた際には、安全確認のため、カメラに顔が映るようになるべく近づいていただけますよう、お願いいたします。
- 6) 駐車場内・周辺では安全に注意し、徐行運転をお願いいたします。お迎え時に保護者の方同士の会話中、お子さんが駐車場で遊ぶ姿が見られますが、車の出入りがあり大変危険です。お迎え後はお子さんから目を離さず、立ち話は控え、必ず手をつないでください。また、安全のためエンジンは停止してからお迎えをお願いします。駐車場内での事故・盗難等について園は責任を負いかねます。お迎え後は速やかにご帰宅ください。
- 7) 車上荒らし予防のため、貴重品等は車内に置かず、必ず手元に持って送迎してください。

1 5 こども園でのデイリー

時間	保育標準時間(2・3号)	保育短時間(2・3号)	教育標準時間(1号認定)
7:30~	登園 自由遊び	延長保育 (7:30~8:59の間)	預かり保育 (7:30~9:19の間)
9:00~		登園 自由遊び	
9:30~	未満児 おやつ 幼児 体操 朝の会		登園 体操 朝の会
10:00~	設定保育		設定教育・保育
11:15~	未満児 給食		
11:30~	幼児 給食 (毎日の給食とおやつの見本は、事務所前の給食モニターをご覧ください)		
13:00~	0~3歳 午睡		
~13:30	4~5歳 設定保育 7月~9月末までの期間は午睡		
13:31~	自由遊び		
15:00	おやつ 終わりの会		
16:00~	合同保育、自由遊び	合同保育、自由遊び	降園
~17:00		降園	預かり保育 (16:11~18:30の間)
17:01~ 18:30		延長保育 (17:01~18:30の間)	
18:31~	延長保育 (18:31~19:30の間)		
~19:30	保育終了		

※預かり保育・延長保育(網掛け部分)の料金については、別紙「保護者負担額について」を参照ください。

1 6 保護者負担額のお支払いについて

金額等の詳細については『入園のしおり別紙』2,3 ページの「(イ)保護者負担額について」の項目をご確認ください。

- (1) 保護者負担額のお支払については、**ゆうちょ銀行の自動払込(引落)とさせていただきます。**
ゆうちょ銀行の口座をお持ちでない方は、新規口座開設の上、自動払込の手続きをお願いいたします。詳しくは別紙「保育料等のお支払について」をご覧ください。
- (2) お支払の流れ
お支払につきましては、**翌月払い**となっております。(例：4月分を5月15日に引落) 毎月初めごろに請求額のご案内をして、その月の**15日に自動払込(引落)**となります。なお、自動払込でお支払いいただいた場合には、領収証の発行を省略させていただきます。(請求書については紙ではなくルクミーアプリからご確認ください。)
- (3) スイミングを1ヶ月お休みされる場合(4,5歳児)
お休みをされる月の前月末までに、事前に事務所までお声かけください。欠席される月の月額料金はかかりません。
※事前のご連絡がない場合は、スイミングを欠席されても月額料金の返金はできませんので、予めご了承ください。
- (4) 保育料等の口座引落不能および滞納時の対応について
毎月15日の保育料等の引落ができなかった場合には、その旨の連絡をし、25日に再度引落となります。それでも引落ができなかった場合には、月末までに現金でお支払いいただきます。
また保育料等の未納が納付期日後1ヶ月以上(翌月の15日)に及んだ園児について
1号認定：登園を停止し、なお引き続き保育料等の支払がないときは、これを除籍とします。
2,3号認定：事前に和泉市に利用契約を解除する旨を通知し、その後、利用契約を解除することができるものとします。
- (5) 1ヶ月全日欠席をする場合(全欠)
全日欠席をしたことを確認の上、保育料、主食代、副食代については全額請求いたしません。それ以外の項目については費用が発生いたしますので、あらかじめご了承ください。
また、1か月以上欠席(休園)する場合は、事前に園まで必ずご連絡ください。
- (6) 1ヶ月の中で連続して15日以上欠席する場合(半欠)
1ヶ月の中で連続して15日以上、病気や怪我等でお休みする場合、保育料は半額で請求させていただきます。それ以外の項目については費用が発生いたしますので、あらかじめご了承ください。
- (7) 返金等について
お支払いいただいた分の保育料等については、上記(5),(6)の欠席および用品の返品以外では、原則として返金いたしませんのでご了承ください。

1 7 警報発令時や災害等における保育について



1)大雨警報・暴風警報・特別警報(以下、警報)の発令時について

- (1)午前 7 時現在、大阪府和泉市域で警報が発令されている場合は、家庭での待機をお願いします。
- (2)警報が解除になった時点から 1 時間後より通常保育を行います。ただし、被災状況等によっては、それ以降になる場合があります。
- (3)午前 7 時現在に警報が発令されている時点でお弁当持参での給食となりますので、ご協力お願いいたします。
- (4)正午(12 時)の時点で警報が発令されている場合は休園となります。
- (5)保育中に警報が発令された場合は、子どもの安全を最優先に考え、ただちにお迎えをお願いします。
- (6)状況により通常通りの昼食、おやつを提供ができないこともありますのでご理解ください。
- (7)「洪水警報」については、原則として休園はしませんが、状況によりますので園の指示にご協力をお願いします。

2) 和泉市域で震度 5 弱以上の地震が発生した場合について

- (1) 在園中に発生した場合について
震度 5 弱以上の地震が発生した場合、ご自身の身の安全を確保の上、お子様のお迎えをお願いします。保護者によるお迎えが難しい場合は、緊急時園児引渡しカードに記載されている方への引渡しも可能です。
- (2) 早朝など登園前に発生した場合について
午前 0 時～午前 7 時の間に、和泉市域で震度 5 弱以上の地震が発生した場合は家庭での保育をお願いします。ただし、午前 0 時より前であっても、震度 7 クラスの大地震が発生した場合は、被災状況等により家庭での保育をお願いすることがあります。また、震度 4 以下であっても安全確保が困難である場合、ご家庭の判断で自宅待機をお願いします。
- (3) 子どもの安全を最優先に考えた上で、余震状況及び施設等の安全が確認できた時点で保育を再開します。園の指示にご協力お願いいたします。

3) 停電した場合について

停電時でもできる限り保育実施をさせていただきますが、真夏や真冬等での空調を使用できないと子どもの体調に影響が出てくる場合、広域的に停電となっており職員の出勤が困難である等の場合には臨時休園とさせていただきます。また当園はオール電化のため、停電時は通常通りの給食やおやつを提供はできず、お弁当の持参をお願いすることがございます。あらかじめご了承ください。

4) 園からの連絡について

警報発令時や災害等における園からの情報については、ルクミーアプリによる連絡を基本とさせていただきます。停電が発生したり、通信が困難な場合も予想されますが、まずは安全確保を最優先に行動していただくと同時に、園の連絡・指示にご協力いただきますようお願いいたします。

5) 避難場所について

保育時間中に非常災害が発生し、園外に避難する場合は当園に隣接する池上小学校 (Tel45-3840) に避難しますので安全確保の上で、ただちにお迎えをお願いします。



18 虐待防止について

- 1) 「児童虐待の防止等に関する法律」により、職員は児童虐待の早期発見に努める義務があり、日頃の保育の中で「何かおかしい（体の傷や子どもの状態など）」といった児童虐待の疑いがある場合には、すぐに園長に報告することとなっております。そのうえで、保護者への確認や助言指導で様子を観ることが可能か、それが不可能で子どもの生命の危険が感じられる、もしくは子どもの状態がさらに悪くなる等の時はすぐに専門機関に通告（相談）させていただきます。
- 2) 園内でも保育者から子どもへの不適切な保育や虐待等が起こらないよう、日々保育についてのクラス内での振り返りや自身での振り返り、また年度ごとのチェックリストを実施しております。保育者にとっても余裕の無さ(焦り)からそういった行為が起きないように、園全体で職員配置や働く環境等を考えて参ります。もし保護者の方で何か気づいたことやご意見等がございましたら、ご遠慮なくお伝えいただきますようお願いいたします。

19 個人情報保護について

- 1) 当法人は、個人情報の性格と重要性を十分認識し、園児や保護者等の個人情報の取扱いに当たり、関係法令及び厚生労働省が定めたガイドラインを遵守するとともに、個人情報の適切な保護に万全を尽くします。
- 2) 教育・保育の提供に当たって職員が知り得た個人情報、秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。
- 3) 当法人・施設での行事、アルバムなどの映像や写真を保護者や関係者に配布する事、またホームページや SNS 等にも行事写真等を掲載することをあらかじめご了解いただくようお願いいたします。もし掲載等は一切やめて欲しい等の場合は、事前に事務所までご連絡ください。
また、保護者の方におかれましてもその取扱い（他の子どもと一緒に写っている写真を SNS に投稿する等）につきましては、該当児・保護者の不利益とならないようにご配慮いただくようお願い申し上げます。

20 カスタマーハラスメントへの対応について

当園では、すべてのお子様と保護者の皆様、そして職員が共に信頼し合い、安心・安全な環境で保育を行うために、「カスタマーハラスメントへの対応に関する方針」を定めております。

保護者の皆様からのご意見・ご要望には誠意を持って対応させていただきますが、理不尽な要求や、職員への暴言・暴力、執拗な攻撃等のハラスメント行為が見受けられた場合、やむを得ず対話を打ち切らせていただき、弁護士等の外部機関と連携して対応させていただきますことがございます。

また、ハラスメント行為により信頼関係の維持が困難であると判断した場合は、利用契約を解除（退園）させていただくこともございます。方針の詳細につきましては、園内に掲示およびホームページ等で公表しておりますので、ご確認をお願いいたします。

お子様のより良い成長を守り、職員が笑顔で保育に向き合える環境作りのため、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

21 苦情受付について

保育内容等に関するご相談・ご意見・ご要望・苦情等がありましたら、下記の窓口まで、面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受付いたします。

苦情解決責任者	橋本健次（園長）	連絡先（090-9610-5051）
苦情受付担当者	堀内淳子（主幹保育教諭）	
第三者委員	田中正清（監事）	連絡先（072-466-0300）
	坂下敬三（監事）	連絡先（072-298-4845）

受け付けた苦情等は、適切に対応し、改善状況についてお知らせします。また、受付した苦情の内容と改善状況等について、個人情報を除き、ホームページ等で公表いたします。

2 2 独立行政法人スポーツ振興センターの災害共済制度の概要および加入のお知らせ

1) 制度の目的及び内容

この制度の名称は独立行政法人日本スポーツ振興センターと称し、会の目的は学校安全の普及充実を図るとともに、園の管理下でおきた災害(交通事故を除く)での園児の負傷・廃疾・死亡に関して必要な給付を行うものであり、保護者の同意を得て、園の設置者が加入手続きをします。全国のほとんどの園児が加入しています。

2) 園管理下の災害の範囲

・園の管理内にいたとき。その中には、園の行事や園の指示により園外にいたときも含まれます。また、園の登降園中も該当します。(但し、通常経路によるもの)

3) 加入手続及び掛金

- ・在園中の園より5月1日現在で加入します。
- ・途中転園されても加入扱いとなります。
- ・未加入者は途中より加入となります。
- ・災害共済給付経費は、国庫補助金、学校設置者負担金、保護者負担金で運営されています。

災害共済掛金	負 担 割		年 額 掛 金
	園 負 担	35 円	
保護者負担	240 円		

4) 給付手続き及び給付金

- ・在園中の園で給付手続きをします。帰宅後に病院を受診された場合は、園まで申し出てください。
 - ・給付金は申請手続きのあと約3～4ヶ月後、園よりお渡しします。
 - ・同一災害の傷病について、医師の指示により受療している場合は、7年間医療費が給付されます。
- ※ 医療費の保険点数が500点以下の場合は対象外になりますので申請できません。
- ※ 申請の期限は、災害日より2年以内となっています。

2 3 損害賠償責任

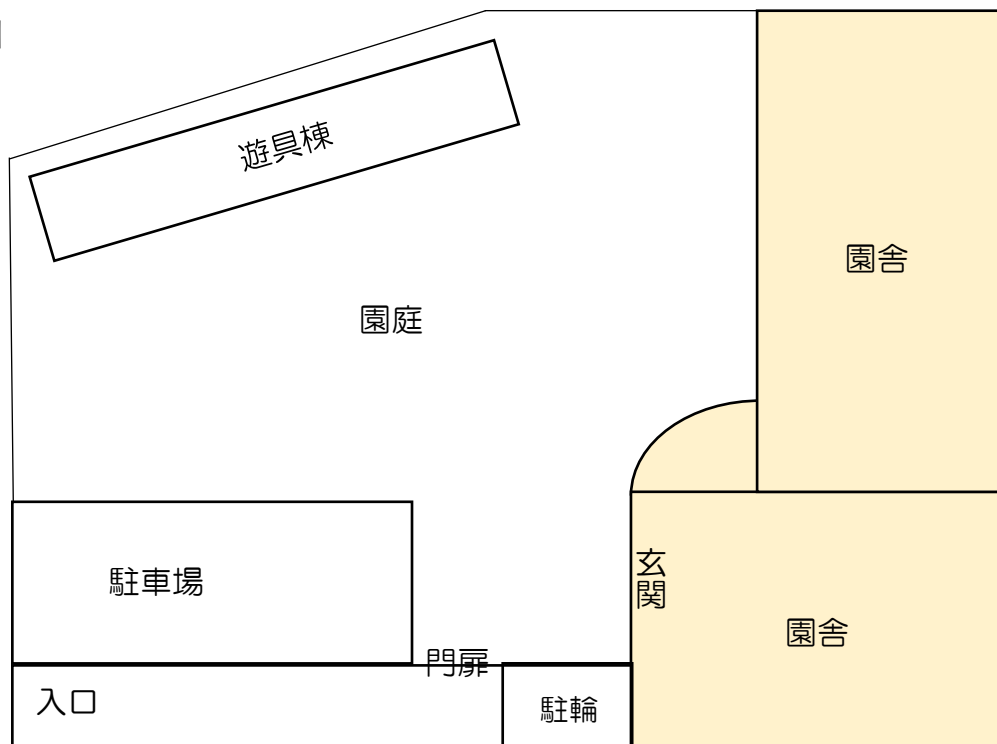
池上わかばこども園では、幼児教育・保育の提供に伴って、園の責めに帰すべき事由により園児の生命、身体または財産に損害を及ぼした場合は、法律上の規定に従い、保護者に対してその損害を賠償します。

園が加入する賠償責任保険について

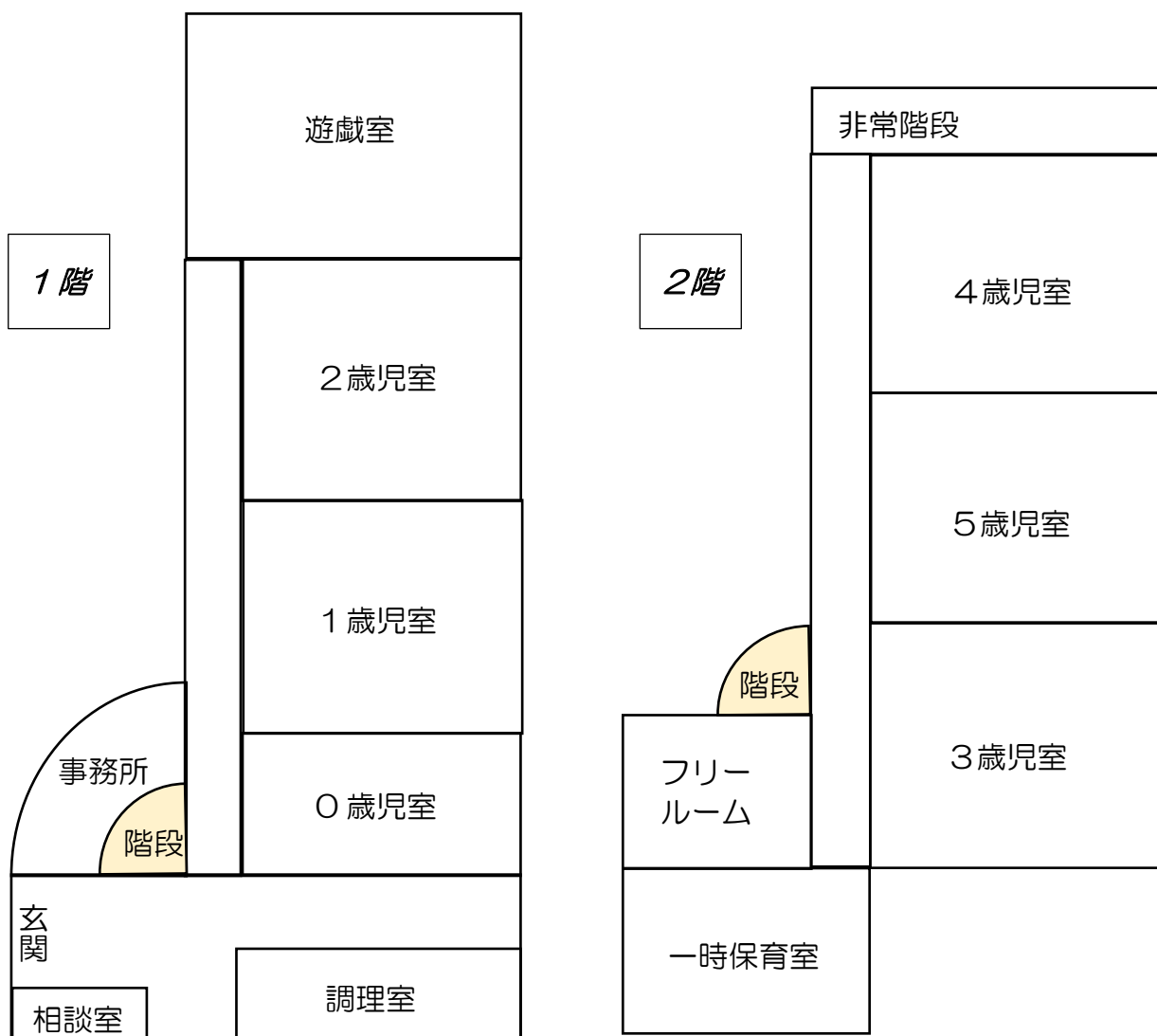
池上わかばこども園では、上記のスポーツ振興センターの災害共済制度の他に、下記の支払限度額をもった損害賠償責任保険に加入しています。

- ・施設・施設業務 1事故につき 6億円 1名につき 2億円
- ・生産物(給食) 1事故につき 6億円 1名につき 2億円

24 園 全体図



園舎内 見取り図



25 ルクミーアプリでできること

○当園では、各種連絡や情報共有の効率化・ペーパーレス化のため「ルクミーアプリ」を活用しております。下記の項目に使用しますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

- 1) 園児の登降園打刻・確認 (打刻された際に登録されている保護者にタイムラインで通知されます)
- 2) 欠席、遅刻、早退等の連絡
 - ・電話でのご連絡も可能ですが、できるだけルクミーアプリからの連絡を**9時まで**にお願いいたします。
 - ・感染症で欠席される場合は、病名も合わせてご連絡ください。
- 3) 連絡帳のやりとり
 - ・お迎え時間やお迎えの人の変更も連絡帳から可能です。
 - ・口頭での申し送りもありますので、登降園時は必ず職員にお声掛けください。
- 4) 保育ドキュメンテーション
日々の保育の様子をクラスごとに写真および文章を通してご確認いただけます。
- 5) 園からのおたより・お知らせの確認
- 6) 園での検診や毎月の体重測定の確認
- 7) 保育料等の確認
- 8) 行事等の写真の購入

